

答 申 第 4 1 号  
( 諮 問 第 4 0 号 )

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 8 月 1 0 日付け鎌深地第 1 5 3 - 1 号で諮問のあった下  
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「①平成26年8月21日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、②平成26年9月16日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、③平成26年11月25日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、④議題：JR東日本の役割の担い方等についての検討、上記①～③の検討、協議、議事録、資料作成等の書面一式、上記④の検討、協議、議事録等の書面一式」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成27年5月26日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年5月13日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「①平成26年8月21日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、②平成26年9月16日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、③平成26年11月25日深沢地域整備事業を進めるにあたって(案)、④議題：JR東日本の役割の担い方等についての検討、上記①～③の検討、協議、議事録、資料作成等の書面一式、上記④の検討、協議、議事録等の書面一式」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成27年5月26日付け鎌倉市指令深地第2号で行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年6月29日付けで異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年6月29日付けで提出された異議申立書及び同年9月17日に提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかつたので、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 一部公開された文書は、99.9%が黒塗りである。当地区はJR東日本(株)が約50%所有する地権者であるが、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業内に用地検討部会が新ごみ焼却施設の候補地の1つにしたことにより、土地利用計画(案)等について、JR東日本(株)本社まで4名で計3回行った。我々の税金を使ってJR東日本(株)本社まで行ったのであるから黒塗りではなく、全部公開する事を求める。

イ 実施機関は、JR東日本(株)の発言を公開するには当該法人に了解を得る必要があると主張するが、平成26年6月20日付け鎌倉市指令再第6号では、個人情報公開するという誤った事務処理を行った。しかし、その件について異議申立てを提起したが棄却された。よって、実施機関は条例違反等を認めないことから、本件について黒塗りではなく、全部公開する事を求める。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成27年9月9日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成28年2月29日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) JR東日本(株)は、深沢地域整備事業の権利者であり、その協議内容は他の権利者同様、特にその取り扱いに慎重を要する。この協議に当たっての議事録等(市の作成した当該法人との協議資料を含む)は条例第6条第2号イに該当し、仮に公開した場合、JR東日本(株)のみならず、他の権利者との今後の協議にも支障をきたし、事業進捗に大きな影響を与える。また、当該法人の販売活動その他営業活動の計画・方針等に関する情報は、条例第6条第2号アに該当し、公開することにより、権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある。

- (2) 同様に、この協議資料は未成熟な情報であって、公開することにより不正確な理解や誤解を与え、特に事業の利害関係人に混乱をきたすおそれがあるとともに、当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見交換を外部からの干渉、圧力等により不当に妨げられるおそれがある。また、これを公開した場合、当該法人だけでなく、他の権利者や関係機関に不信感を与え、今後十分な資料収集に困難をきたすおそれがあることから、条例第6条第3号についても該当する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、深沢地域整備事業を進めるにあたり、実施機関と東日本旅客鉄道株式会社（異議申立人は、JR東日本（株）と称している）が協議をした議事録及び協議資料である。

そこで、本件対象文書について条例第6条第1号、第2号及び第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

- (2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会は、本件対象文書をインカメラで見分したところ、氏名が記載されていることが確認できた。氏名は、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会は、本件対象文書をインカメラで見分したところ、深沢整備事業を実施するにあたり、事実関係の確認、新ごみ焼却施設が候補地となった場合の影響や今後の整備に関する東日本旅客鉄道株式会社の方針等が記載されていることが確認できた。土地利用の方針等に関する情報は、法人の営業戦略の情報であり、仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、別表に掲げる情報は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められないことから、公開すべきである。

(4) 条例第6条第2号イ及び同条第3号について

実施機関は、本件対象文書の一部を条例第6条第2号イ及び同条第3号を理由に非公開としている。しかし上記（3）で当審査会が公開すべきとした部分には条例第6条第2号イ及び同条第3号に該当する部分は認められない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 本件対象文書のうち、④は③に含まれる文書である。実施機関は、公開にあたって、異議申立人に対して、④が③に含まれる文書であることを説明し、対象文書を特定すべきところ、これを懈怠して安易に処分を行った。このような処分の仕方は、情報公開制度の趣旨を踏まえないものであり、極めて遺憾である。

(2) 実施機関は、行政文書一部公開決定書において本件対象文書のうち、「議事録等における当該法人とのやりとり」について、「公

開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」とし、また、行政文書一部公開決定理由説明書において、「(当該法人)は、深沢地域整備事業の権利者であり、その協議内容は他の権利者同様、特にその取扱いには慎重を要するものです。この協議に当たっての議事録等(市の作成した当該法人との協議資料を含む)は鎌倉市情報公開条例第6条第2号イに該当」と説明する。

対象文書を見分したところ「議事録等における当該法人とのやりとり」において当該法人が提供した情報が、公開しないことを条件に提供されたことをうかがわせる事情として、平成26年11月25日の打ち合わせにおいて、市側の出席者が、当該法人側出席者に対し、当該法人との協議は非公開の取扱いである旨の説明を行っていることが認められる。

しかし、平成26年8月21日から3回にわたって行われた当該法人との打ち合わせの最終回において、しかも、当該法人側出席者からは、打ち合わせでの発言につき非公開を条件するものであることが何ら示されていないにもかかわらず、市側の出席者が一方的に非公開を約し、これを根拠として条例第6条第2号イ該当性を主張することは、実施機関が恣意的に非公開事由を作出することにつながりかねず、条例の目的に照らし極めて不適切といわざるを得ない。

実施機関においては、今後、条例第6条第2号イの適用にあたり慎重を期すとともに、条例の本旨を理解した適切な処分をすることを強く求める。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

該当頁	該当行等
1	14行目、20行目から25行目(23行目を除く)、31行目から34行目
2	2行目から4行目、10行目から15行目、19行目、39行目から40行目
3	全部
8	14行目、20行目から25行目(23行目を除く)、31行目から34行目
9	2行目から4行目、10行目から15行目、19行目、39行目から40行目
10	全部
22	14行目、20行目から26行目(23行目を除く)、32行目から35行目
23	2行目から4行目、10行目から13行目、17行目、37行目から39行目
24	全部
31	3行目及び4行目、7行目から11行目、13行目から30行目
32	4行目から16行目、19行目から21行目、26行目から29行目
33	1行目及び2行目、6行目から19行目
34	9行目から23行目

備考1 頁は、諮問時に当審査会に提出された本件対象文書に付番された通し番号を採用した。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
27 / 5 / 13	行政文書公開請求書が提出される
5 / 26	行政文書一部公開決定通知書送付
6 / 29	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
8 / 18	審査会に対し諮問
8 / 26	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
9 / 10	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
9 / 14	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
9 / 17	異議申立人から意見書を受理
9 / 28	実施機関に意見書(写)送付
28 / 2 / 29	第73回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 28	第74回審査会で審議
3 / 28	答申